明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令を廃止する省令（農林水産四八）　一

○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八三）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務三九七）　二

○タイ王国の国民に対する期間限定査証免除措置の延長に関する日本国政府のタイ王国政府への口上書の発出に関する件（外務二八八）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八九）　三

○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九〇）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九一）　三

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産一四七五）　三

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同一四七六）　三

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（同一四七七）　三

○保安林の指定をする件（同一四七八～一四八〇）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四八一～一四八八）　四

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく登録講習機関の代表者及び役員の変更の届出があった件（国土交通八八二）　五

○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同八八三、八八四）　五

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八八五）　六

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一五八、一五九）　六

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一六〇～一六三）　七

○道路に関する件（四国地方整備局九〇～九三）　七

○都市計画に関する件（九州地方整備局一〇六）　七

〔人事異動〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　内閣府　警察庁　法務省　外務省　三

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

法　務　三

公証人任免（法務省）　三

通　運　三

海事補佐人の登録（海難審判所）　三

〔公　告〕

諸事項　三

官庁

司法書士懲戒処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　三〇

会社その他

省　令

○農林水産省令第四十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令を廃止する省令

ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令（平成二十七年農林水産省令第八十号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八十三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十四日

経済産業大臣　林　幹雄

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　ガス事業者がガスを供給する事業を営む他の者に対して行うガスの供給が、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十三号）の施行の日以後に行われる場合における第四条の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「であるもの」とあるのは、「であるもの（以下この号において「特定大口供給」という。）、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十三号）の施行の日（以下この号において「施行日」という。）以後に新たに行われる大口供給（特定大口供給を除く。以下この号において同じ。）並びに施行日前に行われていた大口供給に係る一時間当たりのガスの量の値を電磁的方法を利用して伝送するための装置の施行日以後の更新時期以後に当該大口供給に継続して行われる大口供給」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。